

# ドイツ・会計税務ニュースレター

## 第9回 税務

### ドイツで登録されている知的財産権の取引に関する課税ルールの改正

2023年2月

#### はじめに

2022年12月16日、ドイツ連邦参議院（上院）は、2023年の税制改正法案を承認しました<sup>1</sup>。当該改正により、ドイツ非居住者が所有する、ドイツで登録された知的財産権のライセンス供与や譲渡に関する課税ルールが変更になっています。本稿では、当該改正の概要についてお伝えします。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集・加筆したものです。原文（英語）は[こちら](#)をご参照ください。

#### Contents

- ・ 背景
- ・ 本税制改正における変更点
- ・ 次のステップ

#### 背景

ドイツ所得税法（EStG）第49条1項2f号に従い、ドイツで登録されている知的財産権に関するライセンスの供与や、知的財産権の譲渡は、長年ドイツで課税の対象とされてきました。知的財産権が実際にドイツで利用されているか、ライセンサーやライセンシーがドイツに居住しているか、ドイツに支店などの他の課税主体があるかは関係なく、知的財産権がドイツの登録簿に登録されていることのみが課税の要件となっていました。

しかし、実際にはドイツ非居住者間で行われた、ドイツで登録されている知的財産権のライセンス供与や譲渡に対して課税を行われた実績はほとんどなく、条文の形骸化が指摘されていました。そこで2020年11月、ドイツ財務省はこの規定の廃止に着手しましたが、最終的にこのプロジェクトは失敗に終わりました。

<sup>1</sup> 参考 URL : [Jahressteuergesetz 2022 \(JStG 2022\)](#)

代わりに、ライセンス料に関する租税条約適用のための申請に係る簡易手続が導入されました<sup>2</sup>。この簡易手続が適用できるのは、当初は2021年9月30日以前に受け取るライセンス料に限られていましたが、その後2021年7月14日の通達で期限が2022年6月30日に、更に2022年6月29日の通達で期限が2023年6月30日に延長されました。

### 本税制改正における変更点

2023年度税制改正では、第三者（ドイツ外国税法（AStG）第1条2項に定義される関連当事者ではない者）に対して行われる、その他の権利（特許、商標、植物育成者権等）<sup>3</sup>に関連するライセンス料の支払または権利の販売（以下「ライセンス取引」とする）は、すべての未確定のケースで納税義務が遡及的に免除されることが定められました。

これにより、第三者に対するライセンス取引の場合、今後は、租税回避・不正競争防止法（タックスヘイブン防止法、StAbwG）第2条に定義される「非協力的な」国・地域<sup>4</sup>に居住する者への支払いのみが課税の対象となります（租税回避・不正競争防止法第10条1項5号参照）。

一方、関連当事者とのライセンス取引の場合、課税対象となるのは、2022年12月31日以降の支払いで、租税条約による免税が適用できない場合、すなわち、受取人がドイツと租税条約を締結していない国に居住しているか、租税条約の締結国に居住しているも、国内法（例えば、ドイツ所得税法第50d条3項<sup>5</sup>）により源泉税から免れることができない場合に限られます。

---

<sup>2</sup> 日独租税条約に基づき、ライセンス料の受領者が事前に税務当局に対して源泉所得税の免税、または軽減税率の適用を申請し、その適用を認める「免税／軽減税率適用査定書」を受領していれば、ライセンス料に係る源泉税は免除される。この点、ライセンス料の受領前に申請を完了することの負担を考慮し、2021年2月11日に当該負担を軽減するための措置がドイツ財務省から発表された。ライセンス料の支払者がドイツの居住者でないなど、一定の要件を満たす場合、期間中に支払われたライセンス料については遡及して免税対象とできるというもの。ただし、事後的にはいえ、やはり期限までに源泉税の免税の申請を行う必要は残っていた（参考URL：[BMF-Schreiben 11.02.2021](#)）。

<sup>3</sup> 従来の所得税法第49条では免税対象となる知的財産権の範囲は明示されていなかったが、今回の改正で「その他の権利（特に特許権、商標権もしくは植物育成者権）」という文言が追加された。

<sup>4</sup> 租税回避・不正競争防止法第2条では、例えば下記の様な国・地域を非協力的としている。

- ・ 税務に関する十分な透明性を保証していない（4条）
- ・ 不当な税競争に関与している（5条）
- ・ BEPSプロジェクトで設定された税源浸食と利益移転に対する最低基準実施にコミットしていない（6条）

更に同法3条では、EUの非協力国リストを参考にドイツにおける非協力的な国・地域を決定することとしている。EUの非協力国リストは2023年2月14日に更新され、同日時点でアメリカ領サモア、アンギラ、バハマ、イギリス領バージン諸島、コスタリカ、フィジー、グアム、マーシャル諸島、パラオ、パナマ、ロシア、サモア、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島、米領バージン諸島、バヌアツが該当する。

（参考URL：[Taxation: British Virgin Islands, Costa Rica, Marshall Islands and Russia added to EU list of non-cooperative jurisdictions for tax purposes - Consilium \(europa.eu\)](#)）

<sup>5</sup> いわゆる「アンチ・トリートイ・ショッピング規定」。租税条約適用の濫用を防ぐため、実体のない法人を利用した場合等には免税は適用されないものとしている。

## 次のステップ

過去にドイツで登記された知的財産権のライセンス取引があったかどうかを確認してください。

上記のとおり、第三者に対するライセンス取引の場合、相手が租税回避・不正競争防止法第 2 条に定義される非協力的な国・地域に居住する者でないかを確認する必要があります。

関連当事者との取引についても、適用される租税条約およびドイツ所得税法第 50d 条に基づき、ドイツでの課税対象であるかどうかを確認する必要があります。課税対象ではない場合、2023 年 1 月 1 日以降のライセンス取引については、免税証明書を申請・提示する必要はありません。

該当する規程により租税条約を適用できるかどうか不明な場合は、念のため 2023 年 1 月 1 日からの支払いについても免税証明書を申請してください。ドイツが最終的な課税権を持つ場合、ドイツの源泉徴収税は、やはり申告・納付しなければなりません。

その他、ご不明な点がございましたら、当社アドバイザーまでお気軽にお問い合わせください。

## お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

## 担当者



**井上 広志 Hiroshi Inoue**

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士 (日本)

E [hiroshi.inoue@de.gt.com](mailto:hiroshi.inoue@de.gt.com)

W [grantthornton.de](http://grantthornton.de)

## Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。